

消防職員の団結権のあり方に関する検討会（第5回）

日時：平成22年5月21日

場所：総務省第3特別会議室

【小川座長】 皆様、おはようございます。本日も大変お忙しい中、お集まりをいただきましてありがとうございます。ただいまから、第5回の消防職員の団結権のあり方に関する検討会を始めさせていただきます。

下井委員が間もなく、少し遅れてご到着とお聞きしておりますので、ご紹介させていただきます。

あわせまして、本日初めてご参加いただきました埼玉県毛呂山町町長でいらっしゃいます小沢委員、今日からご参加いただきました。ありがとうございます。

【小沢委員】 埼玉県毛呂山町町長の小沢です。全国町村会の副会長を仰せつかっておりますが、どうぞよろしく申し上げます。

【小川座長】 よろしくお申し上げます。

今日は、これからまた全国町村会、全国知事会、そして日本消防協会様初め、関係団体から引き続いてヒアリングをさせていただく予定でございますので、限られた時間ですけれども、ぜひ閣下にご議論いただきたいと思っております。

それでは、早速でございますが、まず前半の3団体、全国町村会からは神奈川県愛川町町長でいらっしゃいます山田様、全国知事会からは岡山県知事でいらっしゃいます石井知事様、日本消防協会からは山形市消防団長でいらっしゃいます渡邊様、それぞれお越しでございますので、早速ご意見をちょうだいしたいと思います。

まず、全国町村会の山田町長様からご発言をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

【全国町村会（山田）】 神奈川県の一町長として意見発表をさせていただきます。

初めに愛川町の概要からお話をさせていただきたいと思っております。愛川町は神奈川県中央北部に位置しており、首都圏50キロ圏内にあります。町の東部には100社を超える企業が集積した神奈川県内陸工業団地が立地するなど、自然と調和した公害のない産業都市として着実な歩みを続けております。また、町の中央を流れます中津川の上流には総貯

水量2億トンの首都圏最大級の宮ヶ瀬ダムが平成12年に完成して、四季折々、首都圏からも多くの皆さんにお越しいただいています。

さて、本町の消防体制ですが、町単独による消防行政を行っており、消防本部、署は昭和50年に設置し、現在は消防職員70名によって消防、救急、救助活動はもとより、予防、防災対策などの対応を行っているところです。ちなみに、町の現在の人口は、4万3,502人で、町の財政力指数は1.236であり、これまで33年間不交付団体となっております。また、平成13年5月には全国初となる「応急手当普及推進の町、愛川」を宣言し、だれもが応急手当ができる町を目指し、町民一大運動として取り組んでいますし、災害時要援護者などに配慮した防火・防災対策を講ずるなど、いわゆる災害に強く人に優しい町に向けて努力をしているところです。一方、消防団につきましては、15分団で217名の団員が、地域の防災リーダーとしても大きな役割を担っていただいておりますし、地域住民の生命・財産を守るために常備消防と一体となって活動していただいているところであります。

そこで、本題の消防職員に対する団結権について、私の考えをお話しさせていただきたいと思えます。

まず、消防体制の確保についてですが、消防職員は24時間災害時に迅速、的確に対応するために日夜自己研修やチーム訓練などを通じて、組織力を高めようと精進しております。消防は、いわば厳正な階級社会におきまして指揮命令系統に基づき、部隊が統制のとれた消防活動を行う、これが絶対条件であることは言うまでもありませんが、それにはまず職員相互の信頼関係が保たれていなければなりません。消防の職場が24時間の勤務態勢ということからも、寝食をともにする、いわば家族同様の職場環境にあり、日常における生活から信頼関係を積み重ねていくことが重要であると思っております。そこに団結権を認めることになると、職員間の考え方などの相違による不調和が生じたり、上司と部下の対抗関係をもたらし、良好な服務規律を維持することが困難になることが予想されますし、消防任務を遂行する上とはいえ、信頼のベースがぎくしゃくした状態の中で100%の力が発揮できるかどうか、不安な面も感じざるを得ないわけです。

また、消防団との関係についてですが、本町のように小規模な消防にとりましては、特に先ほど申し上げましたように、消防署と消防団はいわば車の両輪のごとく常に密接な連携をもって活動しなければならないわけでありますが、本町では小規模ゆえに顔の見える状態から良好な関係を保ち続けているところです。

次に地域との関係ですが、住民の立場においても安全・安心を確保する消防機関に寄せる期待は非常に大きいものがあるわけです。本町におきましては、消防団と協力しながら自助、共助の視点に立った地域防災行動力の向上に向けまして、日ごろから地域住民の理解と協力を得ながら防火・防災に関する訓練あるいは指導などを、町民共働で進めているところです。しかし、先ほどお話ししました消防団との協力態勢の確保に亀裂が生じることが懸念されると同時に、住民にとって不安や弊害が起こることのないようにすべきですが、消防職員の権利主張に対する寛容な気持ちを持って理解していただくこと、これは大変難しいことがあると感じているところであります。

したがいまして結論といたしましては、消防職員委員会制度が設置されておりますので、本町ではこの消防職員委員会制度で機能を果たしているものと認識いたしております。ご承知のように消防職員委員会制度の趣旨は、消防職員間の意思疎通を図りながら職員の士気を高め、消防事務の円滑な運営と職場改善の促進を図ることで、特に審査対象といたしましては、勤務条件や福利厚生を初め、被服、装備品、機械器具にまで及び、その取り扱う意見の範囲も広範にわたることから、消防業務の円滑な運営のためには欠かすことのできない有用な制度と考えております。本町の委員会の状況ですが、毎年さまざまな意見が提出され、委員会内で採択された事項につきましては、実施時期などは事業により異なりますものの、委員会などの意見を反映する方向で受けとめているところであります。

以上、私の考えを述べさせていただきましたが、団結権を認めるかどうかということは、最終的には消防力の行動にどのようにプラスになっていくか、どのように住民にもプラスになるか、住民にとって弊害はないかということを考えていく必要があるかと思えますし、市町村によっては消防職員の勤務条件等々の課題もあろうかと思えますが、本町といたしましては、現時点では団結権を認めることよりも、現行の消防職員委員会制度においてその制度の活用と効率的な運用を図り、改善すべき点は改善し、また機能強化すべきところは強化していくなど検証を重ねながら、よりよい委員会制度ができないかどうか検討することで十分足りるものと考えているところであります。

以上、雑駁でありますけれども意見発表とさせていただきます。

【小川座長】 山田町長様、ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、全国知事会から岡山県の石井知事様、お願いいたします。

【全国知事会（石井）】 ご紹介いただきました岡山県知事の石井正弘と申します。日ごろより地方自治の振興発展のために、委員の皆様方、格別のご理解とご協力をいただいて

おりますことを厚く御礼申し上げますとともに、このような検討会にお招きいただいたことを大変ありがたく感謝申し上げる次第でございます。また、岡山県は瀬戸大橋とまた宇高連絡航路で香川県とつながっているわけでございますけれども、大変ご縁の深い小川座長のもとでお話をさせていただくということも、大変光栄に存じているところでございます。

さて、私の申し上げる中身、骨子につきましては1枚紙がいておりますでしょうか。わかりやすくまとめたものを事前に皆様方にお目通しをいただきながら、耳を傾けていただきますればと思っております。

まず最初に基本的認識というところになるわけでございますけれども、私は労働基本権につきましては、これは大変重要な権利である、したがって十分尊重すべきであると考えております。と同時に、公共上の要請から制約される部分ということもあるわけでございますけれども、消防というものは行政の最も基本的な役割であります住民の安全・安心を守っていくという重要な任務を果たしているわけでありますので、これを確実に遂行できるような制度、仕組みとなっている必要があると考えております。

そこで、この観点から検討いたしますと、そこにございますとおり、消防は申し上げるまでもなく市町村の消防が大原則となっているところでありまして、私たち知事会の中におきましては、東京都を除きまして基本的には知事と消防職員との間には雇用関係とかあるいは指揮命令系統といったものはないということでありまして、まずは消防職員の団結権のあり方に関しましての主要なヒアリングの対象となるべき団体ということになりますれば全国市長会、そして先ほど意見を述べられた全国町村会、さらには全国消防長会等だと思っておりますし、さらには消防団との関係から日本消防協会など、こういった現場の声を十分に聴取され、尊重していただきたい、これが基本的な認識でございます。

ただ、その上で私は一知事といたしまして、広域消防の観点からどのような影響があるのか、それから地域の住民の安全・安心にどのような影響があるのか、こういったことなどにつきまして意見を述べさせていただきたいと存じます。

それでは各論に入っていきたいと思いますが、大きく分けて3点でお話をさせていただきたいと思っております。まず最初に広域消防の体制確保という観点からであります。災害による非常事態、こういう場合におきまして消防庁長官から要請、求めがあった場合におきまして、知事には消防職員に応援出動を求めるという権限とか、あるいは緊急消防援助隊に出動を指示するという権限が与えられております。また、航空消防隊を設けまして市町

村を支援することができる、このように法律上の規定が相なっているところであります。こういった中にありまして、市町村長とかあるいは消防長のもと、円滑に活動ができる体制が確立しておれば、いざ非常事態におきましても知事の指示あるいは消防庁長官の指示がきちんと消防職員に行き渡るということになって、広域的な消防体制が確保できると考えておりますけれども、しかし、逆に一方、非常事態であるにもかかわらず円滑な活動ができないといったような事態が万が一にも起こりますと、住民にとっては大きな損失になるのではないだろうか。したがって市町村消防が十分に機能すること、そして迅速に効果的な活動ができること、こういうことを確保する必要があるのではないだろうかと考えております。

次に2点目の地域の安全・安心の確保という観点から考えてみたいと思います。もちろんILOから指摘を受け続けているという状況につきまして、国際社会の一員としてきちんと対応を考えていくべきである、この議論は十分理解するものでございます。ただ、一方でいざ火災とか災害とかあるいは事故、病気といった困った事態に住民が襲われた場合に、いかなる場合におきましても迅速かつ緊急に出動して対応してくれる消防職員が仮に使用者との間で交渉がもつれるといったようなことがあって、消防行政に混乱が生じているといったような事態になれば、安全・安心に懸念を覚える住民も少なくないのではないかと考えているところでございます。

これまでの本検討会の議論におきまして、諸外国の実情を詳細調査されるなどしていられているわけでありまして、各国ごとに消防職員に付与されておられます権限、あるいは消防に対する住民の期待、消防にかかわる歴史的経緯等々は異なるものでありまして、諸外国で団結権が認められているから日本でも認めるべきではないかといったような議論に、単純にはそういうふうにはならないのではないだろうか。すぐれてこれは住民の安全・安心をつかさどるというのが消防であるということから、国内的な政策課題であるとの認識のもと、議論をしていただきたいと考えております。

これにつけ加えさせていただきますならば、現下の大変厳しい経済、雇用情勢がございまして。非常に地方財政が、ご案内のとおり三位一体の改革の後、厳しい危機に直面しておりますし、引き続き今現在、地方におきましても必要な財政の存続、安定的な財政運営に向けての税収の確保が非常に厳しいという状況にあるわけございまして、公務員に対する住民の皆さんの目というものは大変厳しいものがあるかと考えております。したがって、この議論を展開していく中にありましては、団結権を付与するということにおき

まして、これに伴うコストとかあるいは一定のリスクが生じるということを十分に住民にご理解していただくということが非常に大切なことではないかと思っておりますし、もちろん当然のことではありますが労使交渉の場合は公開等の透明性を高めていくという課題も、しっかりとこれに対応していかなければいけないのではないだろうか、このようなことをつけ加えさせていただきたいと思えます。

そして、3番目の消防団との関係ということについての私の見解でございますが、先ほどもお話がございましたけれども、実は私自身も岡山県の消防協会の会長を務めさせていただいております。先般も消防操法訓練大会に先週末出てまいりまして、約2,000名の方々が応援団も含めて消防団員、一生懸命にお互いに消防操法の技を競い合ったところでございまして、非常に熱心に訓練に訓練を重ねてくれたその成果を競い合ってくれました。非常に大きな盛り上がりがありまして、それを見ておりますと、消防職員の皆さんとまさに車の両輪になっておられます消防団、この皆さん方はボランティアであって、地域を守るというほんとうに崇高なる使命感、郷土愛といったものによって、ほとんど無報酬で活躍されておられる、非常に私自身も日ごろよりそういったことで敬意を表させていただいているところでございますが、この中で消防職員が自分たちの権利を強く主張するということになりましたら、両者の良好な協力関係というものが崩れて、地域の安全・安心に支障が出るのではないかとということを心配するものでございます。団結権が付与されることになって、地域を守る義務感によってほとんど無報酬で活動されておられる消防団からの反発が生じて、ひいては消防団員の確保が困難になるのではないかとといったことも懸念しているところでございます。

そして、最後のところの項目でございますけれども、先を見据えた議論といたしまして、国家公務員制度改革基本法に基づきまして、国民に開かれた自律的労使関係制度を措置するとされておられまして、昨年12月15日に国家公務員制度改革推進本部の労使関係制度検討委員会が報告書を取りまとめておられます。この中で地方公務員につきましても検討されておられるところでありまして、私も知事会の総務常任委員会の委員長といたしましてこの検討委員会に出席し、意見を述べさせていただいてきているところでありますけれども、現時点でこの報告書では制度の骨格に関する論点等に対する選択肢の整理等にとどまっておられる段階でございまして、具体的に今後どのように措置していくかにつきましては、今後の検討に委ねられているということになっております。消防職員への団結権付与は、いずれこの課題とも関連してくる可能性もあるということ踏まえられまして検

討されるべきではないかと存じます。また、警察職員等との関係、整理を重視するのかと
いったことなど幅広い視点で慎重に対応されることが必要ではないかと考えております。

また同時に、そこに記述しておりますとおり、市町村消防の実施体制といたしまして、
組合とかあるいは事務委託による場合が多いということをございまして、消防本部の規模
は多様であり、また小規模な本部も少なからずあるといったことなどの事情にも留意され
るべきではないかと考えているところでございます。

以上、幾つかの点につきまして意見を述べさせていただきましたけれども、労働基本権
につきましては尊重しつつ、消防が住民の安全・安心を守るという重要な任務を確実に果
たすことができますように、広い視野におきまして慎重に検討されるようお願いいたし
たいと存じます。

以上でございます。

【小川座長】 ありがとうございます。

それでは、最後に日本消防協会から渡邊山形市消防団長様、お願いいたします。

【日本消防協会（渡邊）】 山形市消防団の団長の渡邊でございます。消防職員の団結権
問題につきまして発言させていただきます。

私からは消防職員の皆さんと一体となって活動する消防団員の立場から、現場の実感を
中心として申し上げていきます。

声がちょっとかすれて聞きづらいと思いますが、よろしく申し上げます。

消防団員は現在全国で89万人おりまして、法律上の位置づけは非常勤の特別職地方公
務員であります。郷土愛護の精神と旺盛な責任感を持って地域住民の安全・安心のため、
経済的にはほとんどボランティアで日夜活動を続けております。大規模化、複雑化する災
害状況の中で、改めてその責任の重さを実感しておりますが、若者の減少、サラリーマン
の増加などから団員が減少し、その確保など消防団の運営に苦心しております。

我が国はほとんど全域に常備消防が置かれている形になっておりますが、その体制は地
域によって相当大きな差があります。特に地方都市、農山村では消防団のほうがいち早く
火災現場に駆けつけて消火作業を行うなどむしろ一般的です。山火事のような大きな火
災になりますと、人数の多い消防団こそが中心となって活動しなければなりません。地震、
風水害ももちろん消防団の動員力が大きく物を言います。そのように活動している私たち
から見て、一番気がかりなのは団結権の付与、労働組合の結成が消防団の現場活動にどの
ような影響をもたらすかであります。労働組合は常識的に考えて職員を使用者側と労働者

側という2つの異なる立場に分けることを前提として、労働者の給与など勤務条件の改善を目指すために結成されるものであろうと思います。このようなことが消防の世界では当てはまるのかどうかということがまず気になります。消防では階級制度がありますが、これは消防の組織が一貫した指揮命令系統のもとに一体となって住民の生命、財産を守るために必要な行動を迅速・的確に実施するためにこのような制度になっているものだと思います。それは上司と部下という指揮命令の関係ではあっても、使用者対労働者というようなものとは異なる世界ではないかと思います。しっかりと強く結びついた一枚岩の組織でなければ有効な活動もできませんし、事故を防ぐこともできません。消防団もそうですが、常備消防ではなお一層一致結束は何ものにもまさる重要な基本であらうと思います。

さて、そこで使用者側対労働者側という感覚で労働組合を結成したときにどういうことが生じるのか、消防以外の世界でのこれまでの組合活動の様子から考えますと、組合結成の過程でのさまざまな活動があり、また組合結成後の団体交渉が消防本部、各消防署、各現場など多くの場所でかなり頻繁に行われることが予想されますが、そのような日常の実態が生まれたときに、常備消防が組織全体一体となって迅速・的確な活動をすることに影響するのではないかと、正直なところ危惧を持たざるを得ません。

そうやって常備消防に問題が生じたときは、消防団が常備消防と連携した活動をするにも影響が生じざるを得ません。もし、このようなことのために常備消防の動きがいささかでも鈍るということになりましたら、消防団としてもやりにくくなります。消防団の常備消防に対する信頼は失われ、消防団の士気にも影響します。これは消防団と常備消防を含めた消防活動全体に大きなマイナスを与えることになるでしょう。それは当然地域住民の安全を脅かすことになります。消防団員は特別職の地方公務員として報酬が支給されますが、その額は一般団員で全国平均年間約3万円に過ぎません。しかし、消防団員はそれぞれの本業を持ちながら訓練を重ね、あらゆる災害、事故の現場にいち早く駆けつけ、山火事など長時間にわたる場合であっても、住民の生命・財産を守るため損得抜きで命がけの行動をしています。このような消防団から見れば、一般住民から見れば、消防職員は現在の制度下で国家公務員レベルになった給与が保障されるなど、特に地方では決して恵まれない職場とは考えられておりません。仕事は厳しくても、職場としてはよい職場と考えられると思います。このようなときに消防職員の団結権の付与、労働組合の結成が行われるということは、率直に申しましていかにも唐突な感じがあります。

消防団員や一般住民にこのような動きが伝わったときにどう受けとめられるか、大きな

違和感が出てくると思います。消防団員の消防職員を見る目も、先ほど申しましたように消防団員が名ばかりの報酬のもとで懸命の活動をしているだけに、これまでとは変わってくるのではないのでしょうか。このことは消防団と消防職員の連携に影響することがあると思われる。また、こうしたことは緊急の課題である消防団員の確保にも支障を生じかねません。また、消防活動の際の安全確保は、消防職員だけでなく消防団員にとっても最も重要な課題の1つであります。幹部職員、団幹部でそのことを真剣に考えない者はまずいないと思いますし、全員でできる限りのことをしなければならぬと思っております。しかし、財政的な制約など思うようにいかない面があり、みんな苦心しているのが実態であろうと思います。団結権があろうとなかろうと安全確保には今後も総力を挙げて取り組まなければなりません。その意味で、団結権がないから安全確保が十分図れないという議論はいかがかと思えます。

もう一点疑問に思えますのは、他の実動機関、警察、海保、自衛隊には団結権の議論さえないのに、どうして消防職員が議論されるのかという点です。これまでの議論でも出ていたようですので詳しくは申し上げませんが、私たち、災害現場では消防職員だけでなく、こういった機関の職員とも連携して活動します。例えば山火事の場合などは、消防職員、消防団員と自衛隊員の三者でチームをつくることさえあります。

私たち消防団員は全国すべての地域で、本業を持ちながら経済的にはほとんどボランティアで、しかも強い使命感のもとに消防職員と連携し、一体となって懸命に活動しております。このような消防活動にいささかでも支障が生じることがあってはならないと思えます。

以上、申しあげましたように、このことにつきましてはいろいろと懸念される点、なお検討すべき問題があるように思われます。どうぞ我が国の消防の実態に即して、十分に慎重に検討をいただきたいと存じます。

なお、私の発言はみずからの団長の経験としてはもちろん、この問題についてこれまで我々の諸先輩が申しあげてきたことの趣旨も踏まえ、また各都道府県の消防協会会長さん方とも相談して話をさせていただきましたことを申し添えます。

本日は発言の機会をいただきまして、大変ありがとうございました。

【小川座長】 ありがとうございました。それぞれのお立場から大変貴重なご意見、ご提言をいただきましてまいりました。

それでは、30分程度時間をとりまして、各委員の皆様からご意見、ご質問をいただ

ればと思います。どなたからでも結構です。

【木村委員】 じゃあ。

【小川座長】 木村委員、どうぞ。

【木村委員】 大変明確なご説明をありがとうございました。

私からは、愛川町の山田町長と岡山県の石井知事にお尋ねしたいと思います。

山田町長の愛川町というのは不交付団体であり続けているということで、非常に敬意を表したいと思いますが、先ほど団結権を与えると統制がとれた活動ができなくなるというところは、これは石井知事にもお伺いしたいのですが、具体的にどういうことが生じるのか、いま一つ私にはわからないんですね。私は電力会社の組合から出ている者で、私どもの労使関係を見ていますと、——今回の消防職員の問題は団結権のみですけれども——労働三権を与えられております。その中にはスト権ももちろん入っております。スト権は電力会社は規制されておりますので、電源スト等はできないことになっておりますけれども、規律ということにつきましては、例えば私どもインフラで非常に危険を伴う原子力も運転員を抱えてやっているわけですね。そこは当直長以下きちとした規律がないとほんとうに安全が保たれないということでございますが、ここにもきちとした労使関係があり、もちろん労働組合はあるわけでございます、お話のように団結権が付与されたからそういうものが全部消し飛んで、消防活動にも支障が出るというのがいま一つ、私、イメージ的によくわからないんで、具体的にもう少しお聞かせいただきたいなと思います。

それから、石井知事からのペーパーで下の枠囲いの中の地域の安全・安心の中で、消防行政に混乱が生じる事態になっては、住民は安全・安心に懸念と、これはもちろんのことでございますけれども、その下の歴史的経緯は各国で異なるということでございますけれども、これは、だから日本はほかの国と違うのでほかの国の事例は参考にならないということなのか、ほかの国でも、例えば前回配られた資料にもある義勇消防、あるいはボランティア職員が大変大勢働いているところ、いろいろあるんですけれども、そういうところであっても団結権あるいは団体交渉権まで付与されている。住民の期待というのとはにかく防火それから消防、火を消してくれという、この期待はみんな各国同じではないかと思っておりますので、この意味合い、各国で異なるから国内的な政策課題として検討すべきというところを、もう少しわかりやすくご説明いただければと思います。

【小川座長】 山田町長さん、いかがでしょう。

【全国町村会（山田）】 消防関係で、電力会社のお話をされましたけれども、市町村消

防は、消防職員と消防団と地域、この3つがいつも連携を密にしている業務です。そういったことで、1つは消防職員を見た場合、先ほどもお話ししましたがけれども24時間寝食をともにしているといった中で、家族的な信頼関係をいつも保っているわけであります。そういったことから、団結権を付与することによって勤務条件さらには勤務環境といったものの改善に絶対的な効果があるのかどうかということも懸念される場所でもあります。また、消防団につきましては、やはり私ども地方の小規模の消防署は山も抱え、工業団地も抱え、大きな消防署と違いまして最低限の消防署員で活動しております。したがって消防団に頼らざるを得ない地域事情もあるわけです。そういった関係でいつも消防団と消防署員は連携を密にして防災消防活動を行っている関係から、いわゆる日常の連携が、団結権を付与することによって、先ほどもお話ししましたとおり、ぎくしゃくしてくる可能性が考えられるというようなことです。事実、私は職員上りの首長ですが、職員のとくに15年間消防団員を経験しています。そういったことで消防団員というのは地域にも信頼され、また消防署とも連携を密にして、地域を覚えていくにはまず消防団に入って地域を覚え、また地域から信頼されるという人間になっていくということで、私は町の職員、町内から来ている職員に、男性職員には「まず消防団に入りなさい」と、「地元の消防団に入って人間を磨いてきなさい」ということをお話ししております。したがって、うちの町の町内から来ている職員は、約80%は地元の消防団と一緒に活動しているというようなことで、やはり消防団と消防署は切っても切れない連携を密にした消防活動、防災活動をしているということなどから、まず私も消防職員もいろいろ意見を聞いてまいりました。そういった中で、現在あるこの消防職員委員会制度の充実といいますか、それらを検討していただいたほうがいいのかというお話も、事実伺ってまいりました。

以上でございます。

【小川座長】 石井知事さん、お願いします。

【全国知事会（石井）】 冒頭申し上げましたとおり、基本的には市町村等の関係者の意見が最も尊重されるべきだと、現場の意見を尊重していただきたいという前提で私も意見を申し上げたところでございますが、その前提の中でお答え申し上げたいと思います。

団結権の付与ということでございますけれども、もちろん団結権付与ということになりますと、いろいろ当局とお話し合いをされるということになるろうかと思いますが、やはりその際には、それぞれ団結された組合としての主張というもの、これを局面によっては非常に強く主張されるということもあるのではないかと思います。非現業の職員につきまし

て、今当局とのさまざまな話し合い、交渉といった形で話し合いをしておりますけれども、そこでも案件によりましては非常に先鋭化すると、非常に議論が徹夜、徹夜が続いていて、ほんとうにそれぞれの主張というものがどうしても強く出てしまって、そこでお互いに最後は折り合わなきゃいけないという思いの中でさまざまなお互いの約束事というものがそこで決まってくる。こういったような経緯が今まで私自身も体験したわけでございますが、あったということを踏まえまして、団結権につきましての考え方を申し上げているわけでございます。

それから、各国のさまざまな調査をなさっておられるということに関しまして、その点はもちろんそれを十分念頭に置かれましてご議論されるべきだと、十分ご参考になってご議論はされるべきだということだろうと思っておりますけれども、ただ、さまざまな各国の権限とか歴史的経緯といったものを踏まえると、それは各国で異なるのではないかと考えております。そこで、我が国において消防職員以外の労使関係の状況というものも十分に踏まえて、ある意味では消防職員にそれを置きかえて考えてみるといったようなことも必要なのではないだろうか。要するに、現在の我が国の消防が社会に果たしている役割、機能といったことに照らしてそういったことが適当なのかどうかということからして、国内的な政策課題という認識のもとでご議論していただきますればと申し上げたところであります。もちろん各国のさまざまな制度、いろいろな経緯のもとで今の制度がおありになるわけでありますから、その中で団結権とかあるいは団体交渉権が付与されているといったことももちろん参考にされながらも、全体としては国内的な政策課題という認識をしていただきますればということで、意見を申し上げた次第でございます。

【小川座長】 木村委員、ちょっと簡潔にお願いします。

【木村委員】 はい。

そうすると、この間、30年以上ILOから勧告を受けているわけですね。基本的人権ですから、世界のあらゆる人たちに適用されるべきということで国際社会の中ではそうなって、改善勧告が非常に強い形で出ているわけですが、その点についてはどうお考えでしょうか。

【全国知事会（石井）】 これまでILOから指摘を受け続けてきているということ、こちらはもちろん我が国は国際社会の一員といたしまして、その点はきちんと対応を考えていかなきゃいけないということ、これは私も十分理解はしているところでございます。そういう理解をする中で、先ほど来申し上げているような私の考え方ですね、ぜひそういう

ことをご検討していただきますればということでございます。

【小川座長】 ありがとうございます。

【迫委員】 いいですか。

【小川座長】 どうぞ。

【迫委員】 済みません。

質問させていただきます。私、福岡県の大牟田市の消防職員です。大牟田は実は三池争議、あのストライキのあった場所であり、労働運動を肌で感じて生きてきたつもりです。消防生活30年になります。それで、知事さんにまず1つ聞きたいのは、県では消防行政は市町村が担当しているということをがよく言われますが、県には消防学校がありまして、これは県の外郭団体です。ここは消防職員を教育する場所なんですね。その中で事故が多発する、死亡事故も起きているという事実はご存じですか。

【全国知事会（石井）】 本県に関してはちょっと報告……。

【迫委員】 あ、ないですか。

【全国知事会（石井）】 ございませんが。

【迫委員】 あ、各県に1つ消防学校があり、全国的にそういう事故が起きているという現状を考えれば、その事故防止のために何をしたらいいのかを考えていただきたいですし、初任科教育という、入ったばかりで物の言えない消防職員が、自分たちの安心・安全、働く職場に関する教育機関でありながら、物の言えない現実があるということの認識もしていただきたいなと思います。そこを卒業して初めて市町村の消防職員になるのです。

それと、町村会の方と日本消防協会の方がおられますが、実は私、大牟田で25のときに自主組織をつくりました。そのとき大牟田市の議長であられました境造という方がおられまして、この方は協会事業に大変功績のあった方で、福岡県でもトップの事業をされてきた方ですけれども、私たちが自主組織を立ち上げたときに言われた言葉と全く同じような言葉を今日お聞きしました。おまえはあほかと、消防職員が組織を立ち上げるとは、何を考えているんだと言われました。しかしその当時の消防、団長には、自主組織結成の意味を理解していただいております。私どもの大牟田では署団一致という言葉があり、消防署・消防団一致だよという意味であります。私たちが自主組織をつくるまでは、消防団の業務について、町村会の会長、副会長さんであっても、消防団として夜中に火事の現場に行き、火を消してホースを洗って干すまでが消防団の仕事だと、過去の先輩たちが言い続けてきました。でも私たちは消防業務に携わる職員ですので、他に仕事を持っている人

をそんな夜中まで働かせたらおかしいだろうと思い、職員側から「ホースなどは置いておいてください。団本部含めて後の処理はしておきます」ということを言いました。こういう形ができたのは、自主組織をつくり、職員が消防職場全体を見ることができ、意見をいう環境が出来たからだと思っています。消防の中にはしがらみ体質がありますが、やはり職員が消防全体を見ることが出来る環境を作れる組織というものがあると、そういう余裕が出てくると思うんですね。それと、顔の見える関係とおっしゃいましたが、一番は現場で働く分隊長クラスというのは、ほとんどの消防本部で、消防団との交流会などには参加していません。消防団との交流会などを含めた関係は管理職、それ以上の方々にやっています。私たちのところは分隊長という、現場で働く人間たちの交流を踏まえて、交流会や意見交換会を含めてやっています。私たちの先輩には、組合的なものを作って過去に非難を受けたことのある人もいます。しかしながら、自主組織を立ち上げてからは、「君たちがやっていることについては理解する」という言葉をいただいています。やはり日本の常識の中で労働運動という、先ほど言いましたが、あの三池争議みたいな、もはや過去の遺物みたいな労働運動は展開されないという認識がなされているのです。その中で我々が今やっていることというのは、消防職員に団結権が来る、消防学校の問題もある、現場での問題もある、消防団の気持ちもわかる、消防団の財政についても、常備消防から消防団に緊急的に財政出動ができないものか、などそういう議論までやっているということも考えていただきたい。私たちが今やっていることに対し、私のいる大牟田市では、非難も受けていません。一緒に何でもやっています。その中でやれることの優しさを含めて、今までの消防のしがらみ体質の中とは別の、みずからが生み出したものの友好関係、それを団結権を有することによって、1つ上のステージでできるという可能性は、私はあると思います。そういう評価をできないとのお考えをもち、やはり旧態依然とした消防職員には団結権が必要なく、団結権を付与してしまえば、絶対に消防団との友好関係はできないと考えているのかお聞きしたいと思います。私が今話したことは現役の消防職員として、現場の声として、事実としてあることなのです。それに対する評価をちょっと教えてください。

【小川座長】 それはどなたに？

【迫委員】 町村会の方と協会の方です。県知事さんは現場をおわかりにならないと思うんで。

【小川座長】 そうすると山田町長さん。

【全国町村会（山田）】 消防職員の関係ですね、一般職員と本町は4号俸消防職員が上

です。そういった関係もありますし、たまたま本町の場合は首都圏の一町で、ある程度財政的にも恵まれておりました。今まで27年使いました消防庁舎を5年前に建て替えました。そのときには、やはり全消防職員から意見を募りまして、要望をほぼ100%取り入れて消防庁舎を、建物をつくった経緯があります。今の消防職員委員会の中では被服関係、資機材の関係、そういった要望が多く出されます。それらも即そこで対応できるものは対応いたしますけれども、大きな予算の絡むものは次年度ということで、私も町の職員組合の書記長もやりましたし、副委員長も経験しております。何しろ小さな町でありますから、職員が何しろ動かないと町、行政も成り立ちません、消防も成り立ちません。私は職員上がりだからという訳ではありませんが職員は大事にしております。できるだけ意見を吸い上げようということで取り組んでおります。そういった関係で、先ほどから言っておりますが、消防職員委員会を充実することで足りるのではないかというのが私の意見です。

【小川座長】 ありがとうございます。

渡邊団長さん。

【日本消防協会（渡邊）】 今言ったとおり、全くだと思います。連携をしながら当然職員と災害に対するのがほんとうだと思います。ただ、今意見がありましたけれども、消防団員もやはりいろいろな仕事を持ちながら、そして会社の社長から企業の労働組合員もおります。その意味で、団員として災害時に集まれば、やはりそのことに関係なく消防団の階級制度に従って対処すると。ただ、先ほど意見がありましたとおり、やはり職業を持ちながら災害現場から帰ってからホースを乾燥棟に干して、それからでなかなか時間的に際限がないと思います。それは職員からも協力を得ながら進めなきゃならないのかなと思っ

ている次第です。

以上です。

【小川座長】 ありがとうございます。

【迫委員】 最後に1つ、最後にいいですか、済みません。

【小川座長】 じゃあ、簡潔に。

【迫委員】 はい。

最後に消防職員の尊厳というか、現役の職員として、ふろに入っていようが会議をしてようが、例えば交渉があろうが、指令が鳴った場合は、職業病です、必ず動きます、必ず現場遂行業務を果たします。これだけはわかってほしいです。

以上です。

【小川座長】 はい。どうぞ。それぞれ、済みません、ちょっと簡潔にお願いします。

【小沢委員】 昭和43年に全国消防操法大会の第1回が開かれて、私はそのときの選手であった。だから消防を15年やって、消防が飯より好きなのです。本当はそちらへ行きたいぐらいなんです。私が一番心配しているのは、消防署員は、明け、交代、非番というのがあります。例えば団結権でこれが強くなって、非番のときは火事へ出なくていいよということになると、消防団がボランティアでもう士気だけでやっている、消防精神の火消しの精神でやっているのに、近所の火事に消防署員が非番だから出ないよと、こういうことになる可能性もある。それから、我々のような里山のある地域では山火事があります。山火事がある程度になった時に、後は消防団に任せるよということで署員に引き上げられると、大変なことになる。山が険しければ歩いて行けないが、我々のような山であれば消防団員が水やジェットシューターを持ってみんなで行く。そういうところで消防職員がここまでの仕事だからということで割り切られたら、もう消防団が崩壊すると思う。その辺、どうですか、渡邊さん。

【日本消防協会（渡邊）】 はい。全くそのとおりです。今、団結権でいろいろありますけれども、消防団員というのは今日災害現場に行って、明日ないというのはないんです、夜中もないということはないんです。消防団員の場合には、今日災害現場へ行って、また夜間に火災があれば、災害があれば当然出動します。ですから、逆に消防職員のほうが週休、いろいろな形で恵まれているのかなと思っています。

以上です。

【小川座長】 はい。

岡本さん。

【岡本委員】 もう少し働いている職員を信用していただけるようなお言葉をいただくとありがたいかなと思っています。それぞれの方、労働組合に対して虚像を見ていると言うと怒られますけれども、そんな悪いことをしませんよ、労働組合。そんな敵対関係ばかりするわけでもありませんし、正直なところ、もっとみんなでいいものをつくろうとっていろいろなことを考えています。一人一人の方を見ていただければ間違いなしにそう思っただけだと思いますので、改めて労働組合というものについて、もう少し温かい目をお願いできたらと思うのが1点です。できれば、渡邊さん、民間の方から見られて、働いている職員が物が言える、そしてそれは生産的でもっともっとみんながよくしよ

うという思いでやっていることに対するコメントをいただければと思うのが1点。それからもう一つ、これは山田町長にお伺いするのが妥当かもしれませんが、団結権に対し、不和が起こるとか規律が乱れるなどいろいろ言われますが、それというのは、団結権の問題以前に、もっとそのコミュニケーションに問題があるんじゃないですかね。団結権とは全く別次元のもので、次元としては多分もっと以前のコミュニケーションに問題があるということのほうが大きいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

【小川座長】 はい、いかがでしょうか。

【日本消防協会（渡邊）】 私、先ほども言いましたとおり47都道府県の協会長さんのほうにいろいろ意見を聞きながら、どういう形で今日お話しするかということでいろいろ問い合わせしました。そして47都道府県の、当然47都道府県の場合には各県協会がありまして各消防団長さんが入っております。ですから、大方の消防団長さんの意見ということで、私さっき発言しました。ですけれども、岡本さんが言うとおおり、消防職員のほうも十分理解しております。そこだけは勘違いしないようにだけ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

【小川座長】 ありがとうございます。

そろそろ予定の時間が来ておりますが、三浦さん、はい。

【三浦委員】 私のほうも……。

【小川座長】 ああ、そうか。失礼しました。

【三浦委員】 よろしいですか。いいですか。

【小川座長】 今、知事さんに……。

【岡本委員】 いや、町長さん。

【小川座長】 町長さんに。

【全国町村会（山田）】 私のほうも一般職、自治労に加盟している職員組合があります。先ほども申し上げましたけれども私も書記長、副委員長までやりましたけれども、町とはいつもコミュニケーションをとって、今もそうですけれども、一生懸命お互いに切磋琢磨してやっております。しかし、消防団となると一般町民というのが絡んできますから、なかなかそこを理解していただくのは難しいのかなという懸念をしているということでございます。

【小川座長】 はい。三浦委員、どうぞ。

【三浦委員】 1点だけ。私のほうも渡邊団長にちょっとお伺いしたいんですけども、実は見る目、イメージというのはものすごく私は大事にしております。消防局、消防職員が60年以上かかって現在の住民の方々とか市民の方々に信頼を得るようになってきた。実績もさることながら、やはりイメージというのも非常に大事なんで、その中で、団長がおっしゃっていたように団員の見る目が変わってくるんじゃないか、非常に実は私も懸念しております。具体的にどんなところが変わるんでしょうか、やはりイメージは悪いですか。そこをちょっと、感覚でもいいですのでお教え願いたいです。

【日本消防協会（渡邊）】 先ほども言いましたけれども、消防団員そのものはわずかな報酬しかもらっておりません。やはりそこを考えまして、そして住民の生命・財産を守るために損得抜きで命がけで活動しております。そのような消防団員から見れば、消防職員の団結権の付与、労働組合の結成が行われていくことは、率直に言いましてやはり唐突な感じがしますし、さらには一般住民にとりましても大きな違和感が出るのかなという形で思っております。あくまでも私たち消防団のほうは職員と連携しながら災害に対するのがいいと思います。今後とも消防本部と消防団の連携をうまくいくのに影響がないような形でしたいなと思っております。

以上でございます。

【小川座長】 ちょっとそこ、すごく大事なところだと思うんですが、この会は今日5回目なんですけれども、やっぱり情緒的な議論が結構応酬が続きまして、別にこれは東軍、西軍に分かれてやっているわけではありませんのであれなんです、一方は団結権ができると指揮命令系統が乱れると、一方は団結権さえあれば仲間の命が守れたと、今日は消防団から団結権ができると関係がぎくしゃくすると、何となくわかるんですけども、「ほんとうにそうかな」みたいな議論がずっとこの間続いているわけなんです。だから、そこはどういうことですか、それは「あんたたちが自分たちの利益を考えて組合を結成するとはけしからんじゃないか」という感情が消防団に芽生えると、ずばり言えばそういうことですか。

【日本消防協会（渡邊）】 うーん、ちょっと難しいので……。

【小川座長】 まあ、ちょっと言いにくいところはあるかもわかりません。

【日本消防協会（渡邊）】 いろいろ私も団長歴16年です。今まで16年団長をした中でいろいろな災害現場での経験があります。やはり山林火災といいますと二晩ぐらいかかります。当然職員のほうは交代、交代でやります。消防団員も交代、交代ですけども、

幹部そのものは発生から最後まで現場から離れられません。そういうことを踏まえて言いますと、職員のほうは3交代で楽だけれども、私らが大変だねと、そういうのが、各地区の団長さんの意見がそういう形で出てくるのかなと思っています。

【小川座長】　　ちなみに渡邊団長さんはご職業は何をされて……。

【日本消防協会（渡邊）】　　農業です。

【小川座長】　　ずっと農業をされながら。

【日本消防協会（渡邊）】　　はい。

【小川座長】　　私も地元で大工さんとか電気屋さんの消防団の友達がたくさんいるんですけれども、彼らはどういう感じで出動に備えているんですかね。そのシフトが毎日決まっているんですか、消防団の実態からいうと。そうでもない？

【日本消防協会（渡邊）】　　それは違います。

【小川座長】　　出られる人が出ていく？

【日本消防協会（渡邊）】　　そうです。まあ、仕事がある程度余裕というか。ですけれども、消防団員というのはやっぱりみずからの地区はみずから守るという信念のもとで消防団に入っている方が多いと思うんです。ですから、やはり地区で災害の場合には当然出動しようというような形だと思っています。

【小川座長】　　なるほど。ありがとうございました。

それから迫さんのご指摘の中で、年間の殉職者数がたしか20名強でしたよね。事務局、今数字出ますか。大半が訓練中に亡くなるという実態があるはずだとお聞きしています。

【大庭消防・救急課長】　　20人ぐらい……。

【小川座長】　　20前後？

【大庭消防・救急課長】　　5、6人じゃなかったですか。

【小川座長】　　年間の殉職者数、20ぐらいじゃなかった？

【大庭消防・救急課長】　　20はっていないと思います。

【小川座長】　　っていない？

【大庭消防・救急課長】　　はい。10人……。

【小川座長】　　この間数字を発表していませんでしたっけ、つい先日。

【大庭消防・救急課長】　　あれは1,000人当たりとか1万人当たりに直した数字ですので。

【小川座長】　　ああ、そうか。

【大庭消防・救急課長】 はい、ええ。

【小川座長】 大半が訓練中ですよ、殉職は。

【大庭消防・救急課長】 平成20年中ですと、職員が5名、団員が5名です。

【小川座長】 ああ、そうですか。

【大庭消防・救急課長】 はい。

【小川座長】 訓練中でしょう、ほとんど。

【大庭消防・救急課長】 いや……。

【小川座長】 現場？

【大庭消防・救急課長】 訓練中がそのうち3名です。

【小川座長】 じゃあ現場で……。

【大庭消防・救急課長】 あとは火災現場が4名。

【小川座長】 というのが実態ですか。

【大庭消防・救急課長】 はい、そうです。

【小川座長】 ありがとうございます。

そろそろお時間ですが、最後に。

【小沢委員】 小川座長さん、消防団員の出動の仕方というのはもうちょっと認識してもらったほうがいいと思うんです。

【小川座長】 うん。

【小沢委員】 全くそうです。息子が牛乳配達途中で火事になったことがある。夏だったので牛乳は腐ってしまうにも拘わらず、集金したかばんも車の中へ置いて消火活動に向かう。消防の車庫の前へ車を置いて行くから鍵をつけたままである。火事のサイレンが鳴ったら仕事をしていようが寝ていようが、何をしていようが出ていくんです。消防署員は火事に備えて詰めているわけですが、それでもやはり消防団員というのは昔からの火消しの魂というか、自分は地元の消防団員なんだというプライドだとか、こういうふうに入助けをしているんだという意識でやっているわけです。だから団結権は、決して私も悪くないと思うが、それが発展してどうなるかということを心配しているだけなのです。だからぜひ話し合いをしっかりとしながら、団結権が無くても委員会制度できちんとできるのであれば、そういうことにしてもらい、場所によって条件が違うと思う。東京都と広い面積を抱えている町と村ともまた違う。やはり一概にこうあるべきだということを出すのは難しいかなと思います。

【小川座長】 はい、わかりました。

【全国町村会（山田）】 1つだけよろしいですか。今、全国的に消防団員になる方が不足しているんですよ。

【小川座長】 そう、そう、そうです。

【全国町村会（山田）】 本町でも定数が231で今217人ですから、14人欠員しています。本町がこうですから、地方へ行くともっと欠員が多いのではないかとということで、消防団の実態もひとつ認識していただきたいと思っております。

【小川座長】 そうですね。昔約180万人が今90万人弱ですものね。

【全国町村会（山田）】 そうですね。

【迫委員】 済みません。

実は私の息子も消防団員なんですけれども。誤解を招くとほんとうに悪いんですけども、実は私の家にも無線機がありまして、車にも積んでいます。非番だから週休だから消防職員が現場に行かないということはないんですよ。私どもは子守歌のように24時間無線機をつけっ放しなんで、その中で指令が出れば行きます。それが僕たちの宿命と思っていますので。大きい消防本部とか地域は確かにあるかもしれませんが、大きくても小さくても災害に備えて消防職員は自腹で無線機を買っていつも聞いているはずですよ。

【小川座長】 それは全員？

【迫委員】 大体聞いています。

【小川座長】 迫さんみたいな方もおられるだろうけれども、全部が全部そうじゃない……。

【迫委員】 うちの職員はほとんど聞いていますね。

【小川座長】 そうですか。

【迫委員】 管理職の方は聞いているかどうかは別ですね。

【小川座長】 迫さんは職員であり団員だったわけ？

【迫委員】 いえ、うちの息子ですね。

【小川座長】 ああ、なるほど。

【菅家委員】 ちょっといいですか、確認。

【小川座長】 どうぞ。じゃあ、もうほんとうに菅家委員ので最後にします。

【菅家委員】 ええ、渡邊さんの確認なんです。今ほどの議論でご説明を伺って、私もお話を承って確認なんですけれども、いわゆる今の議論で、指揮命令系統のもとに一体と

なって住民の生命・財産を守るため、いわゆる上司と部下という指揮命令関係であっても、いわゆる使用者対労働者というようなものとは違うんだというようなご発言をされたわけですね。ですから、私も非常に危惧するのは、職員を使用者側と労働者側という2つの異なる立場に分けることを前提とするという、ここがやはりいわゆる労働者の給与、勤務条件の改善を目指すために結成されていくのではないかという、そういうところがやはり危惧されるというようなお話があったものですから、私もそこは極めて重要な論点だなと感じましたが、先ほどの座長の確認の中で私はそういうふう感じたんですけれども、いかがでしょうか。

【日本消防協会（渡邊）】 　ただ、団員から見ればそういうふうな感じがするというようなことであります。

【小川座長】 　はい、ありがとうございました。

話は尽きないところかとは思いますが、ちょっと全体の都合もございますので、ひとまずここで置かせていただきたいと思います。山田町長様、石井知事様、渡邊団長様、ほんとうにありがとうございました。

それでは、早速でございますけれども、引き続きまして今度は全国消防職員協議会から門間事務局長様。

そして、ちょっとここで人羅委員が都合によりご退席されます。

（人羅委員退室）

【小川座長】 　あわせて消防職員ネットワークから菅沼会長様に本日はお越しをいただいておりますので、引き続きヒアリングを進めさせていただきたいと思っております。

それでは、初めに全国消防職員協議会の事務局長でいらっしゃいます門間孝一さんから意見表明をいただきたいと思います。お願いいたします。

【全国消防職員協議会（門間）】 　全国消防職員協議会の事務局長をしております門間で。本日はこのような席にお招きいただきまして、ありがとうございます。私は川崎市の消防職員であります。きのうの朝から今朝まで当直勤務してきまして、ちょっと頭がぼけていますけれども、勤務明けで来ていますのでちょっとお聞き苦しい点があるかもしれませんが、その点はご了承願いたいと思っております。

お配りしてあります資料なんですけれども、それに沿ってお話をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、1ページ目をめくっていただいて、まず全消協、全国消防職員協議会のこと

についてと消防職場の勤務実態、それと消防職員委員会の実態、最後に団結の必要性についてお話をしていきたいと思います。

それでは、失礼します。

まず全国消防職員協議会なんですけれども、全国消防職員協議会は略称としまして全消協とっております。こちらは地域住民のための消防行政向上や働きやすい職場づくりを目標に各消防本部ごとに、これは自主的につくった組織の集まりになっています。それで結成されたのは1977年で、今年で33年が経過しております。結成当初は約2,500名の会員数でしたが、本年、2010年1月現在で約1万3,000人、全国で188消防本部の職員で活動しております。

私たち消防職員は、ご承知のとおりですけれども住民の生命・財産を守るのが仕事です。しかし消防職員の多くは、自分たちの働く環境がどのような状況になっているかということ相対的に見ることができていません。どんな人も職場で悩んだり困ったりすることがあると思いますが、それぞれの課の中で命令する、されるといった上下の関係はあっても、消防職員同士の横のつながりが薄いのが現状になっています。そのために全国の同じ消防職務に働いている仲間が集まって、現場で働く消防士の目線で地域の消防行政の向上をどうやって目指していくかについての各種調査や研究活動を行ったりしています。で、勤務実態や安全衛生などについて、全国的な情報交換や学習会を行ったりしています。また、全消協の会員は各消防本部の消防職員委員会の活動にも積極的に参加しています。現在、団結権が制約されている私たちが職場の問題点などを話し合う場は消防職員委員会しかありません。職員委員会制度には、後ほど述べますけれども多くの問題点や限界がありますけれども、意見取りまとめ者や委員となって職員委員会の運営に協力するなど、今職場でできる精いっぱいのことを行っています。私たち全消協は、会員一人一人が消防行政や労働条件について考え、どうやったらよりよいのかを消防職員の横のつながりで考えるための組織となっています。

次をめくっていただいて3ページ目になりますが、こちらが消防職場の勤務実態ということでお話をします。私たち消防職員は勤務の中でどのような実態にあって、課題があると考えているかについて、何点かに絞って説明させていただきます。

全国すべての消防本部が同じ勤務条件で働いているわけではありません。そして同じ消防本部の中でも、局長や事務のような日中に勤務する「毎日勤務者」ですけれども、そちらと消防士と言っていますけれども夜間勤務ですね、私もきのうやってきました泊まりの

勤務、隔日勤務ですけれども、そちらの「隔日勤務者」の2つの勤務体制があります。隔日勤務者の勤務は消防本部によって、難しいんですけれども2部制と3部制と、あと変速の勤務をしている4部制とかというのがあって、シフト勤務にしているところもありますけれども、これは非常に複雑になってきますので詳細は後ほど資料をごらんになっていただきたいと思います。このように同じ消防職員でも勤務体制が分かれるため、休みのとり方や手当など勤務体制による不公平感が生まれやすい状況となっています。

2点目ですけれども、個人装備の問題としまして、火災から身を守る防火衣というのがあるんですけれども、現場に着ていくんですけれども、昔は刺子と言われていたんですけれども、それはそれぞれの個人に貸与されているところもありますけれども、交代制勤務の中で2人または3人で1着の防火服を使っているところもあります。それも限られた数しかないこともあって、サイズもそろっていないものを着用したりしています。また、古くなって破損したのも何度も自分で修理して、更新されるまで着用しているということもあります。また、火災現場で煙を吸わないために空気を吸うために空気呼吸器という装備があるんですけれども、そちらの顔につける面体という道具なんですけれども、それも共通で使用しているという状況もあります。個人貸与ではなく、共通でほかの人が使った面体を使っているという状況もございます。面体は現在は陽圧式になっていて煙が入らない状況になっていますけれども、そういうふうな面で少し共通で使っているということで危ない状況になっております。十分な消防活動のためには、まず何よりもみずからの身を守る装備が不可欠となっています。しかし、財政上の問題などからそのような装備の充実が後回しにされてしまうということも少なくありません。そのほかにも、人員不足のために休暇がとりにくかったり、業務によるストレスからメンタルヘルス上の問題が起きたり、職員の高齢化で人事が硬直化したりといった勤務環境上も安全衛生上もさまざまな問題がございます。私もきのう、配置人員がいっぱいで、こちらのほうには職免で来られる条件ではありませんでしたが、かえって勤務明けでフリーな時間ですので、このような状況で自由な意見を言えるのかなと思っています。

次、3番目なんですけれども、消防職員委員会の実態についてお話ししたいと思います。先ほどからも出ていますけれども、私たちの唯一の話し合いのできる場ですね、消防職員委員会ですけれども、これはいろいろな問題を含んでいて、その問題について、果たして機能しているかということなんです。まず職場の問題点が消防職員委員会の審議対象になるかどうか以前に、消防職場が上意下達であることに起因する問題があります。それ

は上司に対して不満や不安を口に出して言うことが難しい職場であるということはあるのですね。職員委員会の中にも、先ほどから言っておりますように現場と同じで階級があります。そこにも階級が存在して、自由な発言などはすることができない状況になっています。まして委員長はその消防本部の幹部クラスですね。だから大体が2番目に偉い人ということになりますかね、その人たちがほとんどですから、ここが問題だとかここを改善してほしいといった意見は言えるような状況ではありません。例え言ったとしても逆に使われてしまうということも起こり得ます。全消協では積極的に意見取りまとめ者になったりとか職員委員会の運営に協力してはいますが、職員の間には、意見を出したら上司にいらまれるとか思っている人もやっぱり多くいます。また、実際に出した意見を取り下げるように強要されることもあったり、とても民主的な運営がされているところがあるとは言えません。また、消防組織法の第17条の項目に職員委員会の対象となる項目が書かれていますが、これを見る限り随分多くの事項が話し合うことが可能なんです、実際には、先ほども述べましたように毎日勤務者と隔日勤務者との間の不公平感の改善を意見を挙げた場合は、審議対象外とされることがあります。その理由として出されるのが「法の第17条の項目外であるため」とかありません。その回答でしか来ませんので、なぜなのかということとは説明されないということがあります。

以上のように消防職員委員会には多くの問題点があると強く感じています。そして職員委員会の施行後10年がたってもこのような状況だということは、そもそもこの制度には限界があるということが明らかであって、職場の問題解決のためには消防職員委員会では不十分であることを指摘させていただきたいと思います。5ページのところの下枠で囲ってありますけれども、消防組織法の中の17条でこれだけの項目がありますけれども、その辺も参考として載せてありますのでごらんください。

最後になりますが、私たちが求める団結権の必要性についてお話ししたいと思います。全消協でできないこととなっていますけれども、職場の不公平感や不満、要望は、やはりみんなで話し合うことによって解決へと向かうのではないかと考えています。それは消防に限らずどの職場にも言えることだと思います。全消協は法的な機能を有する労働組合でも職員団体でもありません。自主的な集まりですが、しかし風通しのよい職場づくりや安全衛生の確保に一定の役割を果たしてきたと自負しています。しかし、自主的な組織であることから何ら権能も持っていないため、当局との話し合いをしたくてもそれを法的に保障する制度もありません。民主的な消防職場をつくり、ひいては地域の消防サービスの

向上を目指していくためには、常に職場が労使で——労使という言い方もちょっとあれですけれども——労使で問題を共有して、対等な関係で話し合う場が必要と考えています。そうすることによって職場での不平不満が少なからず少なくなって、今以上の消防サービスの向上が望めると私たちは確信しています。また、団結権付与時の懸念事項の1つには、先ほどからも出ていましたけれども団結権を与えれば現場活動に支障を来すというのは、私も現場で働いておりますが、ちょっとこの部分については考えられないかなと思っています。私たちの働く職場には服務規律という規則がございまして、現場活動で命令に従わないということではないということと考えています。それは絶対ないと考えております。

また、逆に言わせていただければ、上司と部下の関係がふだんから良好で互いに信頼関係が構築されている職場であれば、災害対応には一致団結して対処する職場となるはずだと思っています。そこは確信しております。これは現在においても、団結権が付与される将来においても同じだと思っています。団結権と災害現場での指揮命令については、これはもう全く別物だと考えております。我々消防職員は、自分の職務に人一倍の責任感と使命感、情熱を持って消防業務についております。今以上にマンパワーを発揮するために働きがいのある労働条件、働きやすい職場環境を構築するための権利を、どうか消防職員に付与していただけますようお願いいたします。

以上で発表を終わらせていただきます。ありがとうございました。

【小川座長】 ありがとうございました。

続きまして、消防職員ネットワークの菅沼会長様、お願いいたします。

【消防職員ネットワーク（菅沼）】 こんにちは。消防職員ネットワークの菅沼です。消防職員の団結権のあり方検討会ヒアリングの意見表明に出席できることを設けていただいて、感謝しております。

消防職員ネットワークは、日本中の消防職員が情報交換できるネットワークづくりを目的とした消防職員の自主的な組織です。1997年5月に結成され、現在では1,000人の消防職員が加入しております。住民の生命・身体・財産を災害から守るために、また消防職員が人間として平等に扱われるよう、15万数千人の消防職員の団結権の早期実現の行動として、私たちはILO87号条約への取り組みとして、会の中心メンバーが1995年、1997年にスイスジュネーブを訪れ、結社の自由部長のベルナルド・ジェルニゴン氏に団結権保障を要請いたしました。2008年10月には、私会長と役員と2人でスイスILO本部で国際基準局副局長のカレン・カーチス氏に職場実態調査のレポートを手

渡しました。その際に、職場の実態と消防職員委員会制度の実態を説明いたしました。なお、1998年、2000年、2002年、2004年、2005年、2007年に職場の実態調査のレポートをILO条約勧告適用専門委員会に提出しています。この専門委員会報告に私たちの消防職員ネットワークの主張が数回取り上げられております。国際人権規約への取り組みは、この検討会第1回で最後に小川座長が申し述べた、労働基本権というのは万人に付せられた基本的人権と等しいものであるという言葉のとおり、国際人権規約で保障されています。1979年に日本政府は国際人権規約を批准しました。しかし、当時政府は国際人権規約という警察の構成員では日本国の消防の職員が含まれると解釈するものであることを宣言するという解釈宣言を行いました。消防ネットワークはこの解釈宣言には法的根拠がないというレポートを国連に送りました。それにより、2001年8月に国連社会権規約委員会でも日本の消防職員の団結権の保障問題が取り上げられました。消防職員学習会は毎年秋に全国の消防職員職場改善をテーマに開催しております。昨年は静岡県で開催いたしました。九州大学大学院の吾郷教授を招き、国内法とILO法87号条約である地方公務員法との整合性問題を学習いたしました。

消防広域問題の取り組みについてお話をいたします。消防広域で市民の生活、身体、財産を災害から守れるでしょうかという小冊子を消防ネットワークが作りました。地域の方々に消防広域の問題を伝えようと、消防ネットワークのホームページに記載されております。

次に団結権の意義についてのお話をします。以前から消防の職場には、階級制度は災害現場以外の業務においても作用されています。消防職員で下位の階級にあるものは、意見が建設的なものであったとしてもなかなか組み入れてもらえないといった職場の風土や当局からの勤務条件に関する一方的な処遇変更が職員の士気を低下させ、業務能率を停滞させる要因になっています。団結権が回復すればこういった問題を当局と向き合って話し合いすることで職場の風通しがよくなり、職員の士気が上がり、業務の能率も向上すると確信しております。それと、また、市民と直接的に対話する現場職員の声を業務に生かし、市民とも連携を図ることができますので住民にとって安心・安全のまちづくりが進められると思います。

次に、消防職員委員会は消防組織法で規定された業務の1つです。消防組織法第17条に明記されている勤務条件などについては全く改善されません。また、意見取りまとめ者制度は特段の役割はありません、意見を受理するだけです。管理職と一般職が構成しても、

双方対等な関係にはなりません。階級という上意下達、特殊な消防職場では一般職の意見は反映されません。労使対等の原則にはならないのです。そこで、2007年8月に私たちは自治労連さんとともに消防職員を対象にアンケート調査を行いました。消防職場では不安を訴える声が多くありました。

消防力の整備指針についてお話いたします。消防力の整備指針では消防ポンプ車1台に5人が搭乗するとあるのに対して、現在では2人や3人程度が消防車両に乗っていくという実態を訴える声が多数あります。人員増を消防職員委員会に提出しても、委員会事務局の判断で審議事項外として取扱いがされません。勤務条件を審議する消防職員委員会の実態は、15年の経過の中で消防職員の賃金や処遇改善に関するための団結権保障としての機能は全く果たしていません。意見を出せばだれが出したかということを探られ、職場で孤立することにもなります。

団結権が保障されないために裁判になった例もあります。この裁判は私どもの資料の機関紙のファイヤーファイターズ・ネットワークの2ページ目に記載されております。まず東備消防本部での出来事をお伝えいたします。市町村合併で署所の統廃合で、管内にあった6つの消防署が2つ減らされ4つになりました。このことから消防力の低下を懸念し、消防職員の有志が平成13年に職員協議会を結成しました。高規格救急車の配備、自動車専用道路に管轄を持つ消防付ポンプ自動車の配備、ドクターヘリの円滑適正な運用、視聴覚障害者のための緊急通報用ファクスの導入などを消防長に依頼しました。ところが幹部職員は協議会に対して嫌がらせや脱会工作を行いました。救命士の研修派遣の取消、救助隊の除隊命令、昇任差別などが行われました。これらの不当な一連の嫌がらせが組織ぐるみで行われたのです。消防職員の自主組織の活動妨害差しとめという損害賠償請求事件となりました。次に稲沢消防では、消防当局が時間外・夜間勤務手当の支払いを怠っていたということで消防職員委員会に意見を提出したところ、何も改善されませんでした。また、公平委員会はこの問題を措置要求しても取り上げてもらえないと職員に伝えてきました。やむなく時間外・夜間勤務手当請求事件になりました。東備消防と稲沢消防のいずれの裁判も、当局と話し合いができれば解決できた問題と思います。

検討会での考察を踏まえた意見として述べさせていただきます。団結権があると現場指揮命令が乱れると指摘されていますが、緊急かつ迅速な活動が求められる災害現場において、労使の関係が発生することは全く考えられません。現場においての管理監督者の立場が指摘されていますが、災害現場で従事する管理職は労働基準法で言う管理監督者の位置

づけではありません。これにあつてはファイヤーファイターズ・ネットワークの資料の4ページをごらんください。崇高な使命感で任務を遂行する消防職員に指揮命令の乱れなどは絶対にありません。このことから団結権が現場指揮命令系統を乱すという議論は成り立たないのです。私たち消防職員は災害現場において、みずからを犠牲にしても住民の生命、身体及び財産を守りたいと望んでいます。全国の消防職員に団結権が保障され、誇りを持って職務遂行できることを、後輩の若き消防士たちに私は確かなバトンとしてつなぎたいのです。

以上で私の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

【小川座長】 ありがとうございました。

ちょっと時間の関係もごさいます。10分程度質疑の時間をとりたいと思います。

どうぞ。

【菅家委員】 では、私、何点かご質問いたしますが、今まで気になる点をいろいろ議論してきた中で、やはり今の説明で気になるなというのが何点かあるんですが、まず2ページに大切なのは現場で働く消防士の目線だという、当然協議会の皆さん方だからそういうふうにかかれるんでしょうけれども、やっぱり我々としては国民目線で考えているわけですね。つまり、今も消防団との関係はどうなのかとか、国民に対する生命・財産を守る、安全はどうなのかという議論をしたんですけれども、まさに職員協議会としては、いや、そうじゃない、消防士の目線だというのがスタートというのは、やっぱりどうしても気になるなと思うんですね。その辺の考え方と、それから信頼だとおっしゃったんですね、信頼がなければということでもありますから、当然消防職員委員会も同じだと思うんですね。信頼があればさまざまその中で解決することか解決できるわけですね。ですから極めて重要なのは、団結権がなぜ必要なのかという議論ですね。信頼があつて労使関係のさまざまな改善されるのが目的なのか、団結権が目的なのかという議論もあるわけで。その場合、例えば団結権を付与されたと仮定した場合、同じような委員会でもいろいろ勤務条件であったり賃金であったりさまざまな要望が通らなかった場合、団結権が付与されても要望が通らなかった場合、どのように考えられるのか。結果的にネットワークさんのほうでは、結果的に裁判になっているわけですね。つまり、労使関係という関係と平等に、平等だ、労使関係で平等がという門間さんからの発言があつたわけで、結果的に団結権を付与した、で、要望が通らなかった、今でも団結権がなくても裁判までして闘争しているわけですね。ですから、我々の不安材料は労使間の対立で果たして大丈夫なのかどうか、あるいは団結

権を付与することによってストライキになって国民の不安につながるのではないかという
実は議論をしているわけですね。両方とも今の説明では大変私としては逆に不安を感じざ
るを得ないと思うわけですね、この点についてのご見解。

もう一つ、先ほどの消防職員の給与ですね。これもご承知のとおり一般職員とは異なる
給料表を適用する旨の通知が発出されていて、当然これに準じて公安職給料表や一般職給
料表から優遇措置などによって対応されているわけですね。あるいは警察と同様に緊急通
行権とか協力命令権等の緊急措置権等が消防法において警察同等もしくはそれ以上に与え
られているわけですね。これはやっぱり団結権が付与しないかわりに、ある意味でのそう
いう危険な業務に対しての給料表を特別に見ているという見方もあると思うんですね。
あるいは警察と同等なそういう権限も与えられているわけですよ。あえてここで聞きし
たいのは、団結権が与えられるならばやっぱり一般職員と同じような給料表でいくのか、
今と同じように団結権が与えられていないから今までそういうふうに優遇されてきたもの
を踏まえながら団結権を付与してほしいのか、ある意味では一般職員と同じような勤務条
件でいいので、やっぱり団結権を与えるべきなのか、その辺のお考えもお聞きしたいと、
以上です。

【小川座長】 それでは門間さん、いかがでしょう。

ちょっとそれぞれご発言なり簡潔にお願いしたいと思います。

【全国消防職員協議会（門間）】 1 ページ目の大切なのは現場で働く消防士の目線と
いうのは、私たちが置かれているところの部分での目線であります。消防団との関係とい
うことが出てきましたが、現場で私たちも消防団の方とは接しております。その部分につ
いては、団結権があるからといって消防団との関係が悪くなるということにはつながって
いけないと思っております。

あとは信頼関係ですが、消防職員委員会の関係で信頼関係があればというのは、通常は
そう思えますが、消防職場の実態は、やっぱり先ほどから言うように階級制度があるわけ
です。その階級制度を職員委員会の場にまで引きずってきますから、ですから信頼関係が
ある以前の問題で、やはりその部分で階級で障害となっているということをご理解いただ
けたらなと思っております。

あと、裁判に訴えるというのは、これは最終的な手段だと私は考えております。解決す
るすべがないので最終的な手段として裁判に訴えるのではないかと考えております。

あと、ストライキのことについてなんですけれども、そこまで私たちは要求はしており

ませんし、そのような状況にはありません。ストライキをやるような状況になるということとは考えておりませんし、そのことは絶対にしないということで私たちは思っております。まず最初にしっかりと自分たちの意見が言えるところがないということです。職員委員会では言えないということをご理解いただきたいと思います。

あと給料の問題ですが、号俸が高いという話もありましたが、これを言うと、最初は給料はいいことがあると思います。でも、一般職に負けてしまう逆転現象が消防職員の職場にあるんです。ですから、公安職給料表をもらっているというところもありますが、普通は一般職に準じた給料表でもあるし、独自の給料表をつくっているところもございます。ですから、一概に給料で補てんされているからそのようなものはなくてもいいんじゃないということにはならないと思っております。

あと警察等の関係ですが、やっぱり警察と同等の権限は与えられておりません。私たちはあくまでも通行権であって、警察業務を私たちがすることはできないということは法律に明記されておりますので、警察とは一緒にならないと考えております。

ということで、あと何かございましたか。

【小川座長】 まあ、大体、はい、そのようなところですか。ありがとうございます。

菅沼さん、何か追加なり補足があれば。

【消防職員ネットワーク(菅沼)】 団結権が付与されると信頼関係が薄れるということなんですけれども、もう最初から私たちはそれでは信用されていないのかと、消防職員は。団結権を与えたらあいつら何するかわからんぞと、最初から信用されていないというような言われ方は、物すごく私は心外でありますし、それと給与のことについても、少しでも多いだけの給料をもらっている、同等にもらっているところもあると思っております。それと、消防職現場は阪神淡路大震災のときでもそうですけれども、3日間、1週間不眠不休でみんな働きました。それで時間外をくれなんて言った覚えはありません。そのぐらい消防職員は信念を持って仕事をしております。お金じゃありません。ですから、こういうことについても、消防職員は団結権を持つとお金のことを言い出すとかストライキをするなんていうことは全くあり得ません。それと、ストライキをするなんていうことも絶対にあり得ません。私は確信して言えます。そんな人間は消防職を目指していません。

それと警察と同等だということなんですけれども、これも全く私たちに与えられた、消防に与えられた特権は人を救うため、市民の財産を保護するために与えられた権利であって、それを人を傷つける武力的行為に使うようなものは私たちには与えられておりません。

ということで、全消協の方と一緒にです。消防職員と一緒にです。

以上です。

【小川座長】 ありがとうございます。

【菅家委員】 あ、違う……。

【小川座長】 ちょっと済みません……。

【菅家委員】 私の質問の答弁とはちょっと食い違っているのですが、私の趣旨がよく伝わっていないのかどうか確認しますから。

【小川座長】 はい。

【菅家委員】 そういうことではなくて、信頼関係が重要であると、信頼関係があれば職員委員会だろうといろいろそこで解決するでしょうと。団結権を付与されたとしたときに、同じような勤務条件であったりさまざま賃金等で解決ができない場合は、一方では裁判として対応されている事実があるならば、そういうふうはこの労使、今度は対等になって議論する中で、この要請が通らない場合はどのようにされるのかという質問なんですね。その中ではストライキがあるんですか、じゃあ何かストライキはされなかったらどういうような対応になるのかがやっぱり不安だということをお聞きしているわけです。もう一つは、団結権が付与されないかわりに、やっぱり一般職員の給与との特例を設けて対応されてきた経過もあるでしょうと。付与された場合には一般職員と同等な給与体系で考えるのか、つまり今まで付与されなかったためにさまざまな特権であったり、給与条件もやはりある意味では優遇されてきた面があるのではないかと、この辺の考え方はいかがですかとお聞きしているわけです。

以上です。

【全国消防職員協議会（門間）】 その信頼関係ということですが、職員委員会の中で信頼関係があると、で、団結権が来て交渉して、それが物別れに終わってしまうということもあり得るかもしれませんけれども、そこはしっかりと話し合いができるということですよ。そこは間違いない事実だと思います。それでその結果を職員の側にちゃんと伝えるということが出来るわけですね。職員委員会はその部分が欠けている部分もあります。やはり自分たちで自分たちの意見として話し合いができる、交渉ができる相手があるわけですね。ですから納得のいく解決策が見つかるということがあるわけですね。職員委員会については一方的に話をして、職員委員会の中でそれを実施すべきかすべきでないかというのを委員会の中で決めています。その結果を踏まえ、消防長がやるかやらないかの最終判

断をして、それを実行するかしないかということになっておりますので、その部分で大きく変わってくると私は思っています。

あと、先ほどから出ているように解決ができなかったらストライキをするのではないかということについては、先ほどから同じようなことを申し上げていますが、私たちはそのようなことは一切いたしませんし、そのような考えを持っている人間はいないと確信しております。

あと、特例があったということですが、その特例もやはり一般職と同等でいいのかということになれば、それは今まで賃金体制を決めてきたのはやはり交渉の中で賃金が決められてきたと私は思っています。その中に私たちの意見というものは反映されておられませんので、あくまでも一般職、行政職の給料表をもとにつくられていると私は思っていますので、その部分ではしっかりとちゃんとした私たちに対する給料表のそれぞれの個々の話し合いができるのではないかと考えています。その程度なんです。

【小川座長】 ありがとうございました。

ちょっと門間さんにお尋ねになられて、門間さんがお答えするには余りあるテーマですので、ちょっと私のほうで引き取りたいと思いますが、直接議論しているのは団結権でありまして、ストライキ、争議権まで視野に入れた議論になると、これはもう全く別問題で議論しないととても手に負える問題ではありませんので、そこは整理させていただきたいと思えます。

それから給与体系についても、もちろん労働基本権の制約の代償という考え方が全くないのかどうか、そこはよく整理が必要だと思えますが、一方で最後についてこの資料の勤務形態の特殊性とか、あるいは大変な危険の伴う業務であるという業務の性格から来るいろいろな議論があろうかと思えますので、そこも意見としていただくのはいいにしても、ここで結論なり議論というのには余りあるテーマですので、そこはちょっと一度わきまえて……。

【菅家委員】 じゃあ、今の給与体系は資料を後で事務局で、後々でいいですから。

【小川座長】 ああ、なるほど、ご紹介しましょう。

【迫委員】 菅家さん、補足で1分ほど時間を。

【菅家委員】 私が決めるんじゃない、こっち……。

【小川座長】 ちょっと待って。それで今日ご発言いただいている下井委員、青山委員、吉川委員、辻先生、よろしかったですか。今日はもうちょっと時間がこういう状況な

んですが。

【辻座長代理】 はい。

【小川座長】 はい。それからもう一つ、三浦委員から、今日は前回の積み残しでありました市長部局からの職員の出向について、ちょっと京都市の実例をご紹介いただく予定があります。三浦委員、3分で可能ですかね。

【三浦委員】 1分でできます。

【小川座長】 1分で。そうしたら迫委員はお二人がおられないと発言の意味がない？

【迫委員】 今したほうがいいのかなど。

【小川座長】 今がいい、最後までもいい？

【迫委員】 1分でいいです。

【小川座長】 1分、じゃあ今済ませましょうか。

【迫委員】 はい。

【小川座長】 はい。

【迫委員】 給与体系の問題ですけれども、2年前に消防・救急課長の高尾さんが全国消防長会で「消防職員の給与が低いので高くせよ」ということだったんです。全国レベルで考えると消防職員の給与は高くはないです、これが第1点。

それとストライキは、ちょっと問題解決のためにあなたたち、どうするんだと、これは団結権があろうがなかろうが、最終的に司法に委ねるということはどこの職場でも共通する問題だと思います。で、協議会だから、消防職員だからという個別的な意識ではなくて、問題解決の最終局面は司法に委ねるといことになると思うんですね。

給与についてはほんとうに調査が必要です。これは公式な場で事務局の——ですよ、高尾さんが全国消防長会で消防職員の賃金は高くあるべきだと、今の現場は低いんだという講演をされています。それが今の実態です。

よろしく願います。調べてください、願います。

【小川座長】 はい、ありがとうございました。

それでは、今出た点も今後の議論の参考として少し整理させていただくことを前提に、お二人には大変貴重なお時間、また貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。心よりお礼を申し上げたいと思います。

どうぞご退席いただいて結構です。

それでは、早速ですが三浦委員から、京都市の市長部局からの職員交流の実態について

ご報告をお願いいたします。

【三浦委員】 前回の委員会で座長から人事交流の実態、その中で組合員資格を持っておられる方が消防局へ入ったときの取扱いをきちっと調べていただきたいということで、京都市消防局の場合を調べてまいりました。我々、今現在10人の職員を市長部局から受けて入れております。そのうち5名が係長以下ですので、当然組合に属しております。現在、京都市の場合は転任という形で人事発令いたします。任命権者である消防局長が消防職員に任命するという辞令交付をいたします。その段階で地方公務員法上の適用を受けますので、組合は脱会いたします。そして、当然そのことについては組合のほうもよく理解しておりますので、その後で組合費のいわゆるチェックオフもきちっと我々は確認しております。そういう形で組合員資格を持った方が消防局へ入ってきた場合には、組合を自動的に除籍するという実態になっておりますので、改めてご報告いたします。

以上です。

【小川座長】 ありがとうございます。

それでは、今の点等も含めまして、次回、第6回の検討会におきまして、改めてこれまでの論点の整理、それから資料の整理を行った上で、今度は委員同士で非常に中盤戦といえますか、熟度をちょっと高めた形でフリーディスカッションをぜひ行わせていただきたいと思います。なお、今日ご発言の時間のなかった4人の先生方には大変ご迷惑をおかけしましたが、もし今日のことでどうしてもこれは言いたかったなということがあれば、メモなり——ああ、じゃあ1分で、済みません。

【青山委員】 確認なんですけれども、先ほど今回の議論のテーマは争議権は全く別だというお話だったと思うんですけれども、団結権と団体交渉権というのはまた別物だと思いますけれども、今回の議論は団結権ということでよろしいのかどうか。先ほどの皆様もご主張なさっていることが団結権の回復で解決できるものなのかどうか、それから団体交渉権まで含めて考えるのであれば、私たちのいろいろな検討というのはまた違ってくると思いますので、その辺を確認させていただきたかったと思います。次回で結構です。

【小川座長】 改めて確認したいと思いますが、とにかくいろいろな周辺のことを議論として、論点として出てくることはそうだとすると、直接のターゲットは団結権ということで絞って議論したいと思っております。

【青山委員】 団結権、わかりました。

【小川座長】 ありがとうございます。

【菅家委員】 座長、大変申しわけないんですけども、ちょっと次回の検討会なんですけれども、日程調整を事務的にしたんですけども、私も小沢さんも6月というのは3、6、9、12月というのは議会なんですね。全国市長会の代表という責任もあり、やっぱり議論の場に最初から物理的に日程が来られないというのは、やっぱり私としては非常に残念で、代表としている以上、議会というこれはどうしても物理的に無理なことということであれば、やっぱりそこは配慮して日程調整して、いろいろな議論を出して、そこで方向性を決めていただければと思うんで、もしも可能であれば、もう一回来月の検討会の日程が調整できればお諮りいただきたいし、だめならだめなりに対応しなくちゃならないと思うんですが、ぜひ座長の手元でお諮りいただければと思うんですが、いかがでしょうか。

【小川座長】 ありがとうございます。菅家委員あってこそその……。

【菅家委員】 また、そんなことはないです。いや、そんなことは……。

【小川座長】 検討会ですから、重く受けとめたいと思います。それから事務局でも鋭意前倒し、前倒しで日程の調整は事務的にお願いしていると思うんですが、何分にも完全一致は難しい状況も一方にございます。そこで、引き続きできるだけ最大公約数がとれるような努力をすることとあわせて、特にこういうことをという場合には、もちろん書面なりで意見表明をいただく、あるいはここはどうですかね、代理みたいなことはあり得ますね。例えば市長さん——あ、といっても助役さんも含めて皆さん議会对応ですね、東京の方は。

【菅家委員】 いいですか。議会というのはどうしても我々、もう議会以外であればこちらを優先で、今議会が入って一般質問に入っちゃうともう出られませんので。

【小川座長】 わかりました。

【菅家委員】 もう来月がその日になっちゃっているのは、非常に私としてもできれば調整可能であればですが、もう無理ならば、座長もだめ、みんなだめならばこれはいたし方ないんですが、何とか議会中は配慮して調整できればと、まあ、お諮りいただければと思うんですが、いかがでしょうか。

【小川座長】 それでは、事務的に日程調整した案はありますので、一応ちょっとそれを仮置きにさせていただいて、再調整含めて引き取らせていただきたいと思います。ただ、事情はそういうことですので、お互いの理解として次回以降もよろしく……。

【小沢委員】 事務局にお願いしておきたいことがある。実は1つ上下関係で意見が言えないとか、先程の話がある。それから、団結権がなければ何もできないとかありますが、

私が思うのは、我々のような田舎は組合消防をつくります。おそらく昭和50年の年代あたりが一番組合消防ができたのではないかと思う。それで消防ができると一気に職員を採用する。だから、全てが優秀な職員というわけでもない。とにかく50人確保しないと消防が立ち上がらないから、そこでいろいろな問題が起きるのではないかと思う。50年から55年に幾つ設立されたか、800ぐらい調べられると思うので調べておいてもらえればありがたいと思います。

【小川座長】 はい、それらも含めてちょっと資料を次回までに準備をお願いしたいと思います。

それでは、事務連絡を最後にいただいて閉会にさせていただきます。

【丸山公務員課長】 本日も貴重な意見をいただきまして、ありがとうございました。座長からご指示いただきましたとおり、第6回、次回の検討会におきましては、これまでの議論を整理した資料を準備いたしますし、またいただいたさまざまな論点について、できる限り資料を準備してご説明いたしたいと思います。

次回の日程でございますが、事務局のここまでの日程調整の結果、6月17日木曜日10時からで予定してございます。確かに6月議会がございますので日程調整が難しいところでございますが、議会中でありましても、市長さん、町長さんの日程がご都合できる部分もあるかもわかりません。その点も含めまして、また再度事務方としても調整させていただきたいと思います。場所等につきましては改めてご連絡させていただきたいと思います。今日のところは仮置きの日程として、もう少し事務局として各委員のご都合も確認させていただきます。

以上でございます。

【小川座長】 それでは、以上をもちまして第5回の検討会を終了させていただきます。皆様、ご協力まことにありがとうございました。